



SAJ 27 競第 651 号  
平成 27 年 4 月 17 日

(写)

加盟団体ご担当者 各位

公益財団法人 全日本スキー連盟  
競技本部長 古川 年 正

未成年（満20歳以下）競技者のドーピング検査実施について同意書の提出に  
ついて

平素から、本連盟の運営に対しご理解並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題につきまして、世界アンチ・ドーピング規程の改定に伴い、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）は、未成年の競技者を対象としたドーピング・コントロール（一連のドーピング検査に係ること）の実施において、事前に親権者による「同意書」の署名を必要としました。

本連盟としましても上記団体の規定に従い、未成年（満20歳以下）の競技者については親権者の署名がある「同意書」の提出を義務付けることとなりました。

つきましては、2015/2016 シーズンより登録申込みの際に別紙の「見本」に従いまして署名・捺印をした「同意書」を本連盟に提出をお願いいたします。一度提出された方は、20歳を過ぎるまでの再度のご提出は必要ありません。

「同意書」と「見本」の様式は SAJ 競技データバンク内にてダウンロードできるようお願いいたします。

# 見本

公益財団法人 全日本スキー連盟 御中

## 同意書

私、日本 一郎 は、日本 太郎（以下「甲」）

の親権者として、甲を含む公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」）に加盟している競技団体に登録するすべての競技者に、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、及び日本アンチ・ドーピング規程（以下「日本アンチ・ドーピング規程等」といいます。）が適用されることを理解します。

更に、JADA ウェブサイト <http://www.playtruejapan.org/> の『U20 未成年同意書』にて日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続（以下「ドーピング・コントロール手続」といいます。）等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、甲へ当該内容を指導した上で、甲がドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に服することに対して異議を申し述べません。また、日本アンチ・ドーピング規程等が随時更新されることも理解します。

本同意は、甲が満20歳となるまで有効とし、本人が20歳になるまでの間に親権者が私以外にかわった場合には遅滞なく私から公益財団法人全日本スキー連盟に通知し、新たな親権者から同意を得ることを誓約します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2015年1月1日に効力発生予定の日本アンチ・ドーピング規程等で定義されている通り、18歳未満を未成年（Minor）として扱うものとし、18歳、19歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査をはじめとするとするドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

サインした日付  
を記入する

平成27年 4月15日

【親権者】

住所：東京都渋谷区神南1-1-1

自署：

印印

直筆でサイン。  
忘れずに捺印して  
ください。

上記内容について確認致しました。

【競技者】（甲）

住所：東京都渋谷区神南1-1-1

自署：

印印

直筆でサイン。  
忘れずに捺印して  
ください。